北海道太平洋並びにまだら北海道日本海に関する令和７管理年度（令和７年７月１日から令和８年６月30日までの期間をいう。）における漁業法（以下「法」という。）第15条第１項各号に掲げる数量は、次のとおりとする。

第一　（略）

第二　まさば及びごまさば対馬暖流系群

一　（略）

二　都道府県別漁獲可能量（法第15条第１項第２号関係）

法第15条第１項第２号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

都　道　府　県	都道府県別漁獲可能量
（略）	（略）
石川県	8,800
（略）	（略）
島根県	22,900
山口県	2,900
（略）	（略）
長崎県	41,200
（略）	（略）
鹿児島県	10,900

三　大臣管理漁獲可能量（法第15条第１項第３号関係）

法第15条第１項第３号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

大　臣　管　理　区　分	大臣管理漁獲可能量
まさば及びごまさば対馬暖流系群大中型まき網漁業	106,300
まさば及びごまさば対馬暖流系群その他大臣許可漁業	（略）

第三～第十一　（略）

北海道太平洋並びにまだら北海道日本海に関する令和７管理年度（令和７年７月１日から令和８年６月30日までの期間をいう。）における漁業法（以下「法」という。）第15条第１項各号に掲げる数量は、次のとおりとする。

第一　（略）

第二　まさば及びごまさば対馬暖流系群

一　（略）

二　都道府県別漁獲可能量（法第15条第１項第２号関係）

法第15条第１項第２号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

都　道　府　県	都道府県別漁獲可能量
（略）	（略）
石川県	7,800
（略）	（略）
島根県	20,500
山口県	2,600
（略）	（略）
長崎県	36,900
（略）	（略）
鹿児島県	9,700

三　大臣管理漁獲可能量（法第15条第１項第３号関係）

法第15条第１項第３号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

大　臣　管　理　区　分	大臣管理漁獲可能量
まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群大中型まき網漁業	95,200
まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群その他大臣許可漁業	（略）

第三～第十一　（略）